

令和3年5月6日

上川陽子法務大臣 殿

衆議院議員 隅 猛（立憲民主党）

衆議院議員 稲富修二（立憲民主党）

衆議院議員 藤野保史（共産党）

衆議院議員 串田誠一（日本維新の会）

衆議院議員 高井崇志（国民民主党）

要請書

我々は、衆議院法務委員会の理事・オブザーバーとして、内閣提出の「入管法改正案」の審議を進めるにあたり、下記の事項を強く要請する。

記

1. 今年3月6日に名古屋出入国在留管理局で長期収容中に病死した、スリランカ人女性のご遺族とその代理人に対し、病状が悪化する過程での収容所内での処遇状況を撮影したビデオ映像を開示すること。
2. 当委員会として上記ビデオ映像の開示を政府に求めるか否かを理事会で協議する前提として、上記ビデオ映像を理事懇談会に開示すること。

【申入れの理由】

上記スリランカ人女性の死亡事案に関しては、貴殿の命により出入国在留管理庁（入管）の調査が約2か月間にわたり行われてきたが、いまだ最終報告に至っていない。加えて先月公表された「中間報告」では、仮放免を勧める外部医師の見解に言及せず、調査に加わった「第三者」の素性や独立性を明らかにしないなど、調査の客観性、公平性に疑義がある。

まずは大切な家族を失い、死に至るまでの故人の姿を見たいと懇願しているご遺族に対し、ビデオ映像を早急に開示し、真相解明に対する当局の真摯な姿勢を示すべきである。

一方、内閣提出の「入管法改正案」は、在留外国人の収容、処遇に関する入管の権限と裁量を拡大するものである。法案審議・採決の前に、今回の死亡事案の真相を解明し、制度や運用に関する必要な見直しを行わない限り、同様の事案が繰り返されかねない。

それゆえ我々は、真相解明に資する最も具体的かつ客観的な証拠であるビデオ映像を、国会に開示すべきと考える。当委員会の理事懇談会で、その是非について保安上の問題の有無を含めて建設的な議論が可能となるよう、法務大臣の協力を求める次第である。

以上

名古屋出入国在留管理局における収容の継続について（補足）

令和3年5月6日

出入国在留管理局

1 死因について

現在、出入国在留管理局として、亡くなられた方の司法解剖の結果（注）を踏まえ、複数の専門医からの聴き取りなどの調査を行っており、死亡の原因・理由のみならずこれを防ぐための方策等の判断については、なお相当の時間を要する。

（注）司法解剖の結果

- ・甲状腺炎による甲状腺機能障害により全身状態が悪化し、既存の病変を有する腎などの臓器不全が加わり死亡したとするのが考えやすい。
- ・死亡の種類は病死と考えられる。

2 仮放免について

亡くなられた方については、名古屋出入国在留管理局において、本年1月28日以降、内部・外部の医師・医療機関の診療を受けさせ、3月4日は、外部医療機関医師から内部医師に宛てた診療情報提供書が届いていたものの、内部医師や同局職員がこれを確認する前の同月6日に死亡するに至ったものである。

そのため、出入国在留管理局の調査チームにおいては、外部5名の第三者の方々とともに、同局がこれらの内部・外部の医師・医療機関としっかりとコミュニケーションをとり、亡くなられた方の病状に応じた適宜適切な対応をとるとともに、仮放免した場合の支援者の下での支援内容や医療的対応内容等を確認するなどして、より積極的に仮放免の可能性を追求する必要があったのではないかとの視点で最終報告に向けた調査を行っている。

3 今後の予定について

調査に加わっていただいている外部5名の第三者の方々に引き続き調査資料を提供し、そのご意見等も踏まえて、可能な限り、速やかに、最終調査報告として取りまとめたいと考えている。